

非常変災時・緊急時における「引渡し」について（2～6年生用）

非常変災時(特別警報・警報の発表、地震・火災・不審者侵入等の重大事案)や緊急時(感染症関連)における「引渡し」について、次の要領で実施しますので、ご確認とご協力をよろしくお願いいたします。

1 引渡しになる場合 …お子様が、登校している状況下で、

- (1) 特別警報や大雨・洪水・大・暴風及び暴風を伴う各種の警報が、西条市に発表された場合
- (2) その他、重大な事案(大地震、火災、不審者侵入、特別な感染症等)が発生した場合

2 引渡しの方法

- (1) 事前に、マチコミメールや電話、学校ホームページにて、「引渡し」の実施協力を連絡します。
 ア 連絡内容は、引渡し場所（原則、体育館）、実施の時刻（※1）、諸連絡（※2）です。
 ※1 混雑を避けるため、時間差〔3グループ制〕の来校をお願いする計画です。
 ※2 引渡し時刻に来られない場合は、何時頃来られるか、学校へ連絡してください(64-2022)。
- (2) 連絡を受けたら、指定の時刻以降を必ず守り、学校へお越しください。
 ア お車の場合、西門(緑色)から入り、運動場へ駐車してください（誘導にご協力ください）。
 イ 徒歩の場合、正門からも出入りができます。
- (3) 引渡しは、体育館にて行います。
 ア 体育館[運動場側の扉]から入り、受付で、引取り者の確認にご協力ください。
 イ 学年別の児童一覧表で、簡易的なチェックをしてください（弟妹は上のお子様と一緒に待機）。
 ウ 教職員と確認し合い、お子様を引き受け、体育館[運動場側の扉]より出てください。
- (4) 引渡し後は、運動場の門(赤色)より、一般道路へ出てください。徒歩の場合は、正門も可です。

3 その他

- (1) 事前に提出していただいている『引渡しカード』を引取り時に持参いただくと有難いですが、緊急時はなくても構いません。ただし、名簿記載者以外の方がお越しの場合は、受付で確認等の作業があり、時間を要します。予め、ご理解ご了承ください。
- (2) お子様の登下校中や校外学習中は、状況に応じて安否確認等を行い、引渡しに準じて対応します。

<「引渡し」のイメージ図>

